

事業計画（福島県相馬市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	9 地区海岸
被災した地区海岸数	9 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	9 地区海岸

② 堤防高

10月8日に堤防高を公表※。

新地海岸・相馬海岸① : T.P. 7.2m（対象：高潮）

相馬海岸② : T.P. 7.2m（対象：高潮）

鹿島海岸 : T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、集団防災移転、防災林等の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成24年度における成果

・ 8地区海岸において、本復旧工事に着工※した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成25年度の成果目標

・ 全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成24年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

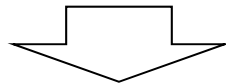
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
相馬市	古磯部	137	護岸、消波堤	崖	4.00	—	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	消波堤工L=500m	消波堤工L=500m	
相馬市	蒲庭	282	堤防、護岸、消波堤	浜海岸4.5	①浜海岸	—	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	堤防工L=265m 消波堤工L=1, 313m	堤防工L=265m 消波堤工L=1, 313m	
相馬市	北海老	1,242	堤防、離岸堤、消波工、防潮樋門	6.20	7.20	完了	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	堤防工L=521m 消波工L=1, 254m	堤防工L=521m 消波工L=1, 254m	
相馬市	松川浦漁港尾浜	635	護岸、離岸堤	5.34	7.20	—	H23.11	H25.3	策定中	H24.9	着工済み	H27.12	完了予定	詳細設計・用地測量 関係事業(相馬港、防災緑地など)協議 地元説明会	詳細設計・用地測量 関係事業(相馬港、防災緑地 など)協議 地元説明会	
相馬市	松川浦漁港松川大洲	1,633	堤防、護岸、消波堤	5.46	7.20	完了	H23.12	H25.6	策定中	H24.7	着工済み	H27.12	完了予定	協議設計解除申請 関係事業(道路、建設海岸など)協議 用地測量	協議設計解除申請 関係事業(道路、建設海岸な ど)協議 用地測量	
相馬市	大浜	5,211	堤防、護岸、消波堤、離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.10	H25.3	策定中	H24.8	着工済み	H28.3	完了予定	・本工事等(消波堤) ・背後地の土地利用計画と調整を行 った。 ・国有林(林野庁)と調整を行っ	・本工事等(消波堤) ・背後地の土地利用計画と調 整を行った。 ・国有林(林野庁)と調整を	
相馬市	古磯部	497	堤防、消波堤	6.20	7.20	完了	H23.10	H25.3	策定中	H24.8	着工済み	H28.3	完了予定	・本工事等(消波堤) ・背後地の土地利用計画と調整を行 った。	・本工事等(消波堤) ・背後地の土地利用計画と調 整を行った。	
相馬市	蒲庭	187	堤防、消波堤	6.20	7.20	—	H23.10	H25.3	策定中	H25.10	着工予定	H26.3	完了予定	・背後地の土地利用計画と調整を行 った。	・背後地の土地利用計画と調 整を行った。	
相馬市	相馬港原釜	1,337	離岸堤、護岸、堤防、消波堤、突堤	5.34	7.20	—	H23.11	部H24.12策	策定中	H25.3	着工済み	H27.12	完了予定	本工事等	本工事等	

福島県沿岸の地域海岸分割図

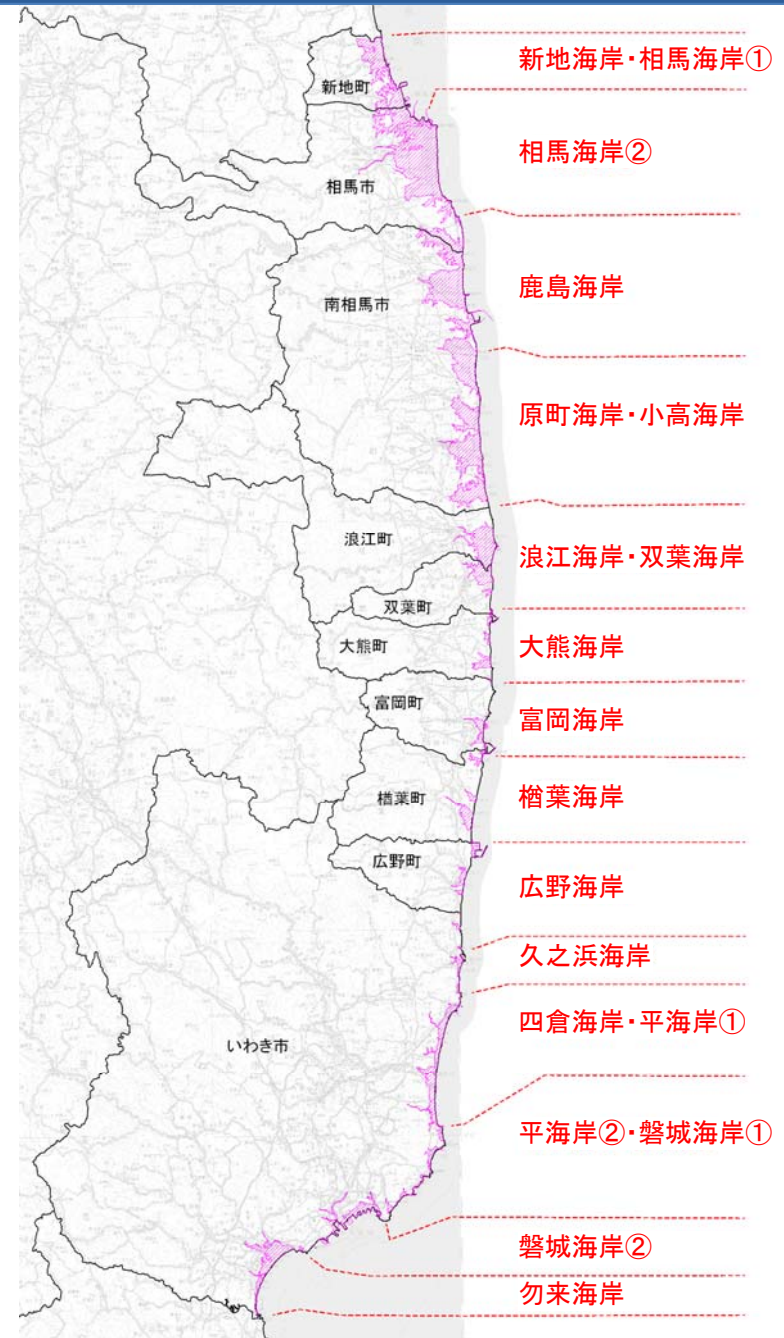
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系日下石川水系など※1の県管理区間では、全箇所（16箇所）※2の災害査定を完了し、16箇所※2で災害復旧事業を予定。

本復旧については、平成24年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った4箇所着手し完了。

なお、相馬市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成25年度に、新たに3箇所12箇所（累計16箇所）で本復旧に着手予定（累計16箇所）。平成25年度内に7箇所（累計11箇所）で本復旧完了予定。

また、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成24年度までの成果

- ・全箇所（16箇所）で災害査定を完了
- ・4箇所（12箇所）で本復旧に着手
- ・4箇所（12箇所）で本復旧を完了

- ④ 平成25年度の成果目標

- ・新たに、12箇所（12箇所）で本復旧に着手予定（累計16箇所）。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り

平成25年度末まで : 7箇所（累計11箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 相馬市

図面:福島県提供

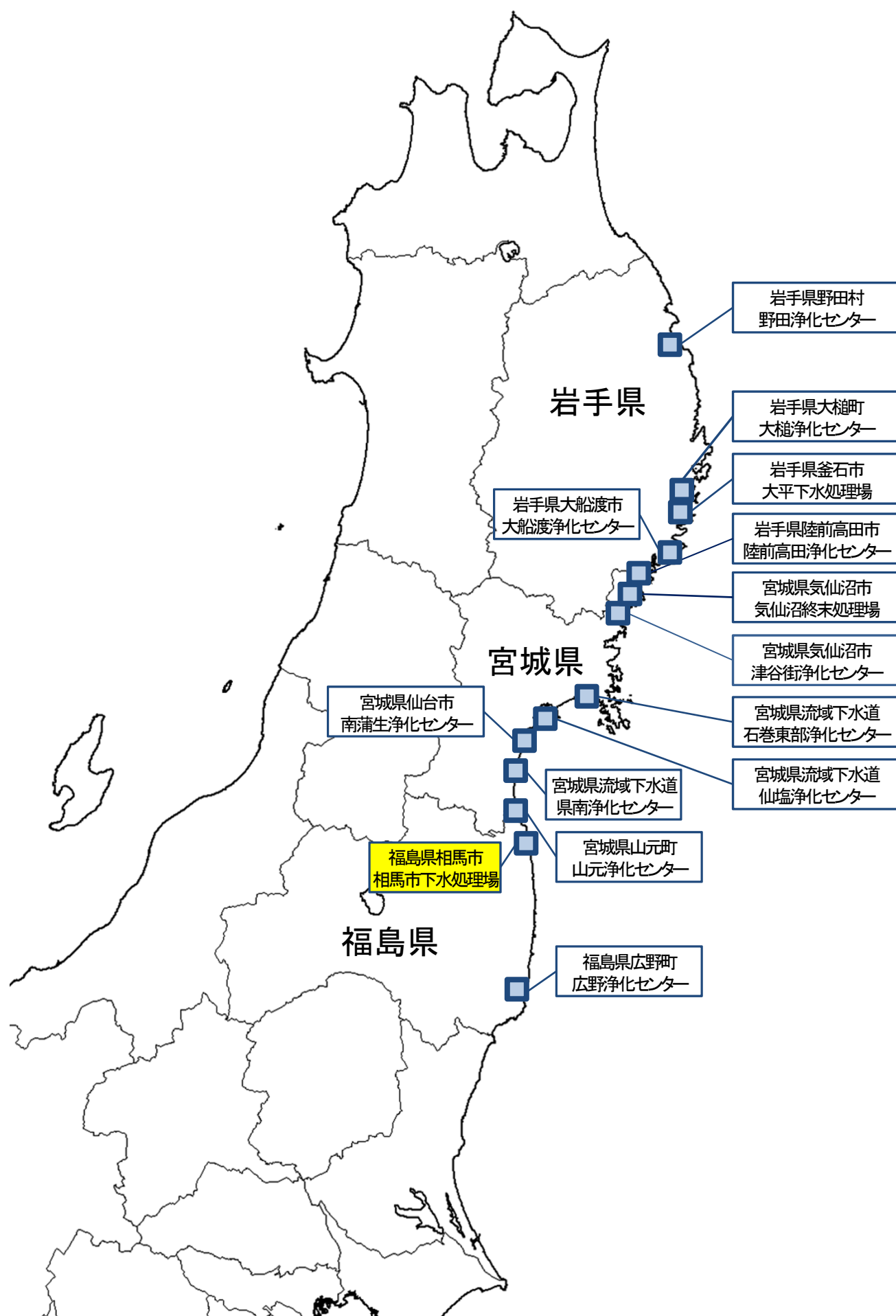


3. 下水道

① 箇所名：相馬市下水処理場（※位置図を参照）

② 平成24年度における成果
平成24年8月に通常レベルの処理を開始。

(参考)下水処理場 位置図



4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 1,270ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

基幹的排水施設である和田、白山、相馬等 8 排水機場について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえ、概ね 5 年以内の完了を目指す。

排水機場については、平成 25 年度末までの復旧完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 156ha

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 521ha

○平成 26 年度からの営農再開を目指す農地 約 448ha

○平成 27 年度以降の営農再開を目指す農地 約 137ha

（ 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 ）

④ 区画整理等検討状況

八沢地区等において、事業計画作成を終え、実施に向けた土地改良法手続きを進めているところ。

5. 海岸防災林の再生

① 箇所名： 屋小屋、大洲、十二本松

② 被災状況

屋小屋、大洲、十二本松は、津波により防潮護岸 3,100m が沈下、転倒した。

また、林帯地盤 88ha が地震により地盤沈下するとともに、津波により森林が流失した。

③ 事業計画の内容

被災した防潮護岸及び林帯地盤については治山施設災害復旧事業により復旧する。

流失した森林については、防災林造成事業により整備を行う。

④ これまでの実施状況と今後の予定

防潮護岸の復旧工事については平成 23 年度に調査設計を実施し、平成 24 年度に復旧工事に着手し、平成 27 年度を目途に完了を目指す。

林帯地盤の復旧工事については平成 25 年度に着手し、平成 27 年度を目途に完了を目指す。森林の造成については林帯地盤の復旧が完了した箇所から順次、苗木の植栽を実施し、平成 32 年度を目途に完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 防潮工 1,493m

防災林造成事業： 被害状況について現況調査を実施。相馬市の復興整備計画を踏まえ、森林造成の事業計画を作成。

⑥ 平成 25 年度における成果目標

治山施設災害復旧事業： 防潮工 576m、林帯地盤の盛土 31.7ha

防災林造成事業： 用地取得後に植生基盤の復旧に着手。

① 箇所名： 大洲（国有林）

② 被災状況

津波により海岸防災林の林帯 50ha が被災するとともに、地震により地盤沈下した。

③ 事業計画の内容

林帯地盤の復旧については、災害復旧事業で復旧する。また、流失した森林については、防災林造成事業により整備を行う。

④ これまでの実施状況と今後の予定

林帯地盤の復旧工事については、相馬市の復興計画及び他事業との調整等を踏まえ平成 24 年から着手し、平成 27 年度を目途に完了を目指す。

森林の造成については、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次、苗木の植栽を実施し、平成 32 年度の完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 防潮工 1,429m、林帯地盤の盛土約 5ha に着手。

⑥ 平成 25 年度における成果目標

治山施設災害復旧事業： 平成 24 年度に着手した林帯地盤の盛土約 5ha 及び 25 年度に着手する林帯地盤の盛土約 23ha の完了を目指す。

（保全対象： 市道大洲松川浦線、農地、梅川集落等）

（なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。）

6. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

相馬市内の松川浦漁港において、平成24年度末時点で、潮位によっては、岸壁の使用が可能となっている。

今後、平成25年度までに主要な漁港施設の復旧の完了を目指し、平成27年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

7. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

＜相馬市立学校＞

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助金に申請済みの9校について、以下のとおり。

- 比較的軽微な被害に留まる4校のうち2校については平成23年度において復旧を完了した。また、残りの2校については平成23年度からの事業着手、平成24年度内に復旧完了した。
- 平成24年度において、補助申請を追加した3校については、平成24年度内に事業着手、事業完了した。
- 甚大な被害を受けた大野小学校校舎については、本格復旧までの間、応急仮設校舎を設置し、平成23年度からの事業着手、平成24年度内に復旧完了した。また同じく甚大な被害を受けた桜丘小学校体育館については、本格復旧までの間、近隣にある市営体育施設を利用しつつ、本格復旧に向けて平成23年度からの事業着手、平成25年度内の復旧完了を目標とする。

【校庭の土壌処理】

校庭の空間線量率が毎時 $1\mu\text{Sv}$ 以上の市立学校2校については、平成23年6月末までに表土除去が完了した。

＜県立学校＞

相馬市に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、または申請予定の3校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる相馬高校は、平成23年9月まで復旧完了した。
- 相馬東高校については、地盤沈下等により甚大な被害を受けたが、比較的小規模な被害箇所については平成23年度内に復旧完了した。被害が甚大な箇所については、平成25年2月までに復旧完了した。
- 相馬養護学校については、作業室棟が甚大な被害を受けているが、その他比較的小規模な被害箇所については平成23年7月までに復旧完了した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園 1 園については、比較的軽微な被害のため、復旧は完了している。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

〈相馬市立社会教育施設〉

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請または申請予定の 6 施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる 5 施設については、平成 23 年度において復旧を完了した。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる磯部公民館については、平成 24 年 9 月までに相馬市の策定計画に盛り込むと同時に復旧場所を確定させ、平成 26 年 3 月までの復旧完了を目標とする。

8. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 602 千トン（災害廃棄物が約 236 千トン、津波堆積物が約 366 千トン）発生。

② 搬入状況について

現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物等についても、平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物約 222 千 t（推計量の 94%）、津波堆積物約 254 千トン（推計量の 69%）を仮置場へ搬入済み。

損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物および未搬入となっている災害廃棄物等については、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ実施中であるものの、人手不足等のため未搬入となっているため、それぞれ仮置場への移動を平成 25 年 10 月までを目途に完了させる。

③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物約 116 千トン（推計量の約 49%）の処理を実施、津波堆積物についてはまだ実施していない。

中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県相馬市)

[illegible]

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網																					
(1)漁港																					
		23年7月に がれき撤去 完了 潮位によっては、岸壁の使用が可能 27年度末までに、必要な漁港施設の復旧の完了を目指す																			
7. 復興まちづくり																					
(1)学校施設等																					
○幼稚園・小中高等学校等																					
<市立学校>																					
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧		校舎等の本格復旧																			
甚大な被害を受けた学校の復旧		大野小学校 応急仮設校舎の設置 校舎の本格復旧																			
		桜丘小学校 体育館の本格復旧																			
校庭、園庭の土壌処理事業		校庭の土壌処理																			
<県立学校>																					
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧		校舎等の復旧																			
甚大な被害を受けた学校の復旧		応急仮設校舎の建設 校舎等の本格復旧																			
<私立学校>																					
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧		校舎等の本格復旧																			

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
○公立社会教育施設																					
＜市立社会教育施設＞																					
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																				
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	磯部公民館 施設の本格復旧																				
8. 災害廃棄物の処理																					
災害廃棄物等の仮置場への移動					(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の仮置場への移動)																
													(その他の災害廃棄物等の仮置場への移動)								
中間処理・最終処分																					
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用は劣化等が生じない期間で需要を踏まえつつ、適切な期間を設定)												